

# JR発足30年検証 JR総連青年協議会情報

創刊号  
2017年 7月 9日  
発行責任者 福田 潤一  
〒141-0031  
品川区西五反田 3-2-13  
(TEL) 03-3491-7191  
(FAX) 03-3491-7192

## えっ!?!着替える時間も労働時間!?! じゃあお金もらえるじゃん!!



## JR東日本で更衣時間が労働時間に含まれる理由

JR東労組の申し入れに対する、JR東日本の回答

(平成13年7月23日)

平成12年3月、最高裁第一小法廷判決において、三菱重工業長崎造船所事件での更衣時間の扱いについて、「労働時間に該当するか否かは、労働者の更衣が使用者の指揮命令下におかれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まる。」との判断が出された。

～中略～

その結果、制服等の着用を就業規則で義務づけている当社の状況及び行為の実態等に照らし合わせ、平成12年3月の判決内容にそって取り扱うことが好ましいと判断し、法を遵守する企業として、実作業開始前の私服から制服への更衣時間及び実作業終了後の制服から私服への更衣時間について、労働時間に算入すべきとの結論に至り、提案したものである。



※裏面へ続く※

# 団体交渉でこんな回答してんの?? JRが法令遵守してないんかい!!



J R 東海

三菱重工の判例は特殊な例である。直ちに労働時間とする考えは無い。

J R 貨物

J R 他社でも議題にあがっていない。J R 貨物としては、J R 他社の動向を踏まえない。

J R 西日本

指揮命令下で労務を提供している時間が労働時間であり…変更する考えはない。

## ※各組合では現在も粘り強く継続して要求しています!!

## 労働基準監督署の考えは?

- ・ ガイドラインに沿って会社は努力すべきである。ダメならば労働委員会に相談するべき。
- ・ 制服を義務付けているのなら着替える時間は労働時間。
- ・ 労働基準監督署はガイドラインに基づいて監督を行う機関。
- ・ (会社に対し) ガイドラインがあるのになぜやらないか、という話になる。
- ・ (J R 東海の「特殊な判例」という回答に対して) 判例は特殊な例ではない。



## ガイドラインとは...

(QRコードを読み取ってみよう!)

今年1月に厚生労働省が事業者向けに作成した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」のことで、「更衣時間」なども労働時間に該当する、としている。



## JRで働く皆さん! サービス労働していませんか?

(厚生労働省のガイドラインではこれらが労働時間と認定されています)

更衣時間



訓練等の移動時間



勤務前の準備運動



待機の時間



## 右のQRコードからJR総連青年協議会へ 皆さんの意見を聞かせて下さい!!

